

序章

都市計画マスタープランの策定にあたって



序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1 都市計画マスタープランの位置づけと役割

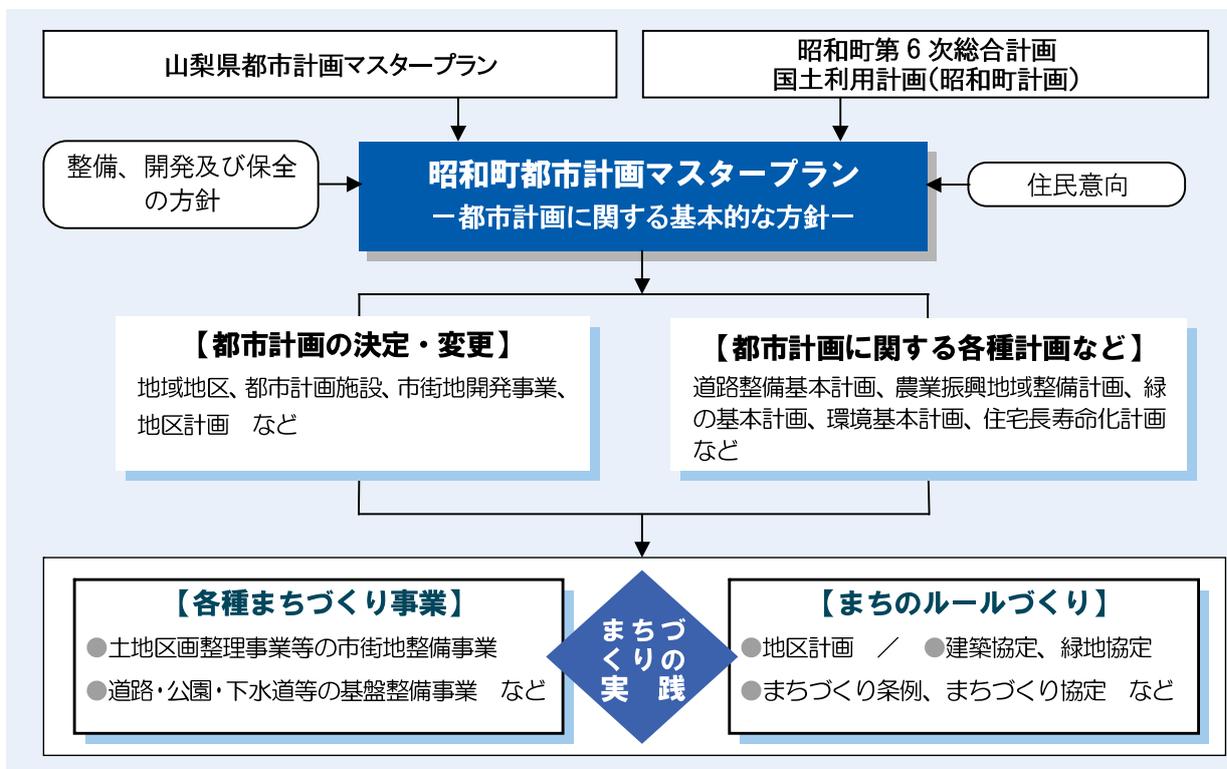
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、市町村の創意工夫により、町民の意見を反映しながら策定する計画です。

「昭和町都市計画マスタープラン」は、山梨県が広域的な観点から定める「山梨県都市計画マスタープラン」及び本町が策定した「昭和町第6次総合計画」、「国土利用計画（昭和町計画）」に則し、都市計画の観点からみた長期的・総合的なまちづくりの施策として位置づけられています。

本町では、平成12年12月に都市計画マスタープランを策定し、その後、平成25年3月に見直しを行いました。また、「昭和町第6次総合計画」（平成28年3月）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月）などの新たな上位計画、関連計画との整合を図り、社会経済情勢の変化等に対応する弾力的で柔軟なまちづくり施策を一体的に推進するため、「昭和町都市計画マスタープラン」を見直すこととしました。

今後、昭和町が行うまちづくりに関する計画や事業などは、このマスタープランに沿って定められることになり、都市計画の決定・変更、各種まちづくり事業の実施、地域のまちづくりルールなどを定める際の指針として、さらに、町民・事業者等・行政が共有する「まちづくり指針」としての役割を果たします。

■計画の位置づけと関連計画との関係



2 目標年次と目標人口

(1) 目標年次

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき概ね20年の長期的視点に立ち、都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた道筋を示すものです。

上位計画である「昭和町第6次総合計画」においては、基本構想は平成28年度（2016年）を初年度に10年間の計画期間とし、前期基本計画は同じく平成28年度を初年度に5年間、実施計画は3年を計画期間としています。

「昭和町都市計画マスタープラン」の目標年次は、これらを踏まえ、概ね20年後となる平成47年（2035年）とします。

また、中間年次も同様に「昭和町第6次総合計画」の計画期間とあわせ、平成28年度の10年後となる平成37年（2025年）とします。

- 目標年次：平成47年度（2035年）
- 中間年次：平成37年度（2025年）

なお、本都市計画マスタープランは、社会経済環境の変化や都市計画に関する国及び県等の施策の変更、リニア中央新幹線の開業、中部横断自動車道等の高規格幹線道路の供用など、昭和町に関わる都市づくりの方向性に大きな変化が生じた時など、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 目標人口

本町は、恵まれた地理的条件を背景に、企業誘致などの成果による安定した財源の確保、積極的な施策展開の奏功などから、これまで人口増加の一途をたどってきました。

しかしながら、全国的な人口減少社会の到来は、経済活動の縮小をはじめとした都市の活力の低下など、多様な分野に影響を与えることが推察され、本町においても、今後10年以上は人口増加傾向が続くものの、その後は減少に転じていくことが推測されており、その影響が懸念されています。

「昭和町第6次総合計画」においては、常永土地区画整理事業地への転入や都市計画法に基づく開発許可制度の地域の実情に即した運用による宅地の増加などを見込み、平成37年度（2025年）の目標人口を21,500人と設定しています。また、昭和町人口ビジョン（平成27年10月）においては、これまでの地理的優位性の保持と継続した基盤整備、子育て支援、企業誘致、定住促進などの必要な施策の継続性を確保するという方針から、平成47年（2035年）の人口を21,900人と設定しています。

このような取り組みを町一丸となって進めることを前提とし、本都市計画マスタープランにおいても第6次総合計画や人口ビジョンの将来人口を踏まえ、目標人口を次のように設定します。

■目標人口

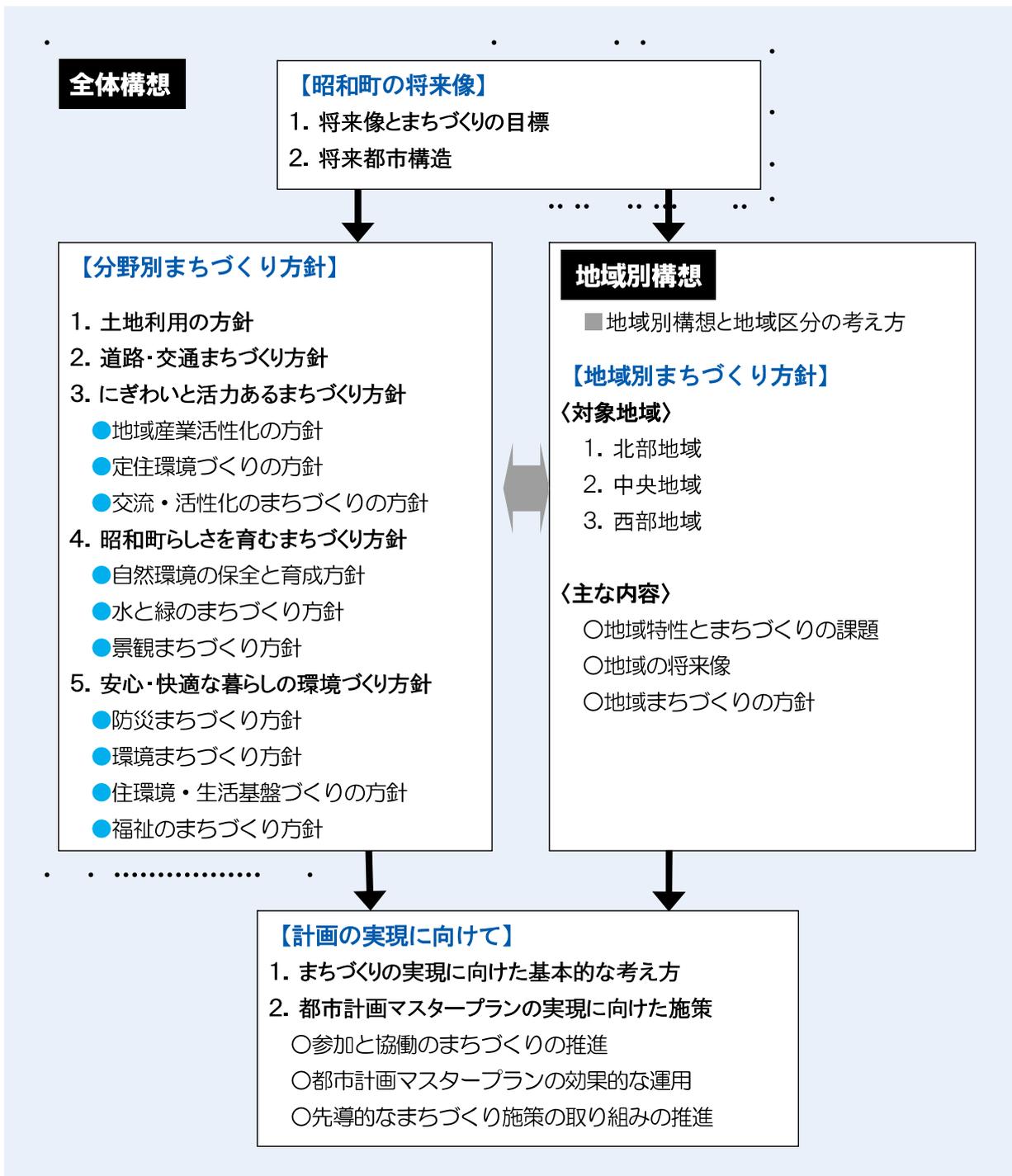
		実績値	目標人口	
		平成27年 (2015年)	—中間年次— 平成37年 (2025年)	—目標年次— 平成47年 (2035年)
総人口		19,505人	21,500人	21,900人
構成比	年少人口（15歳未満）	16.0%	15.5%	15.2%
	生産年齢人口（15～64歳）	63.9%	63.3%	60.5%
	老年人口（65歳以上）	20.1%	21.2%	24.3%

3 都市計画マスタープランの構成

昭和町都市計画マスタープランは、本町のめざすべきまちづくりの目標となる「昭和町の将来像」と、町全体のまちづくりの方針を示す「分野別まちづくり方針」、地域ごとの特性を踏まえた地域づくりの方針を示す「地域別まちづくり方針」、都市計画マスタープランに掲げたまちづくりの実現に向けた取り組みを示す「計画の実現に向けて」により構成しています。

なお、「昭和町の将来像」と「分野別まちづくり方針」を合わせて「全体構想」、「地域別まちづくり方針」を「地域別構想」としています。

■昭和町都市計画マスタープランの構成

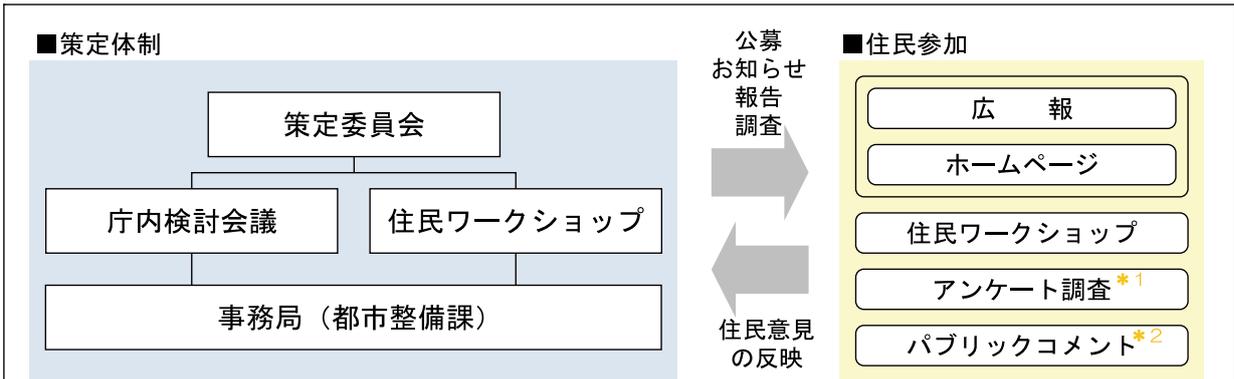


4 計画策定の進め方

都市計画マスタープランの策定にあたっては、同時に策定した「緑の基本計画」とともに、住民や企業への「アンケート調査」の実施や「住民ワークショップ」の開催、「パブリックコメント」の実施など、計画づくりの初期の段階から様々な住民参加の機会を設け、住民意向の把握と反映に努めながら、次のような体制と手順で策定を進めました。

なお、「住民ワークショップ」は、平成28年5月～11月にかけて計5回開催し、「まちづくり住民プラン」が提言されました。

■策定体制と住民参加



策定委員会

○学識経験者、議会代表、関係機関・関係団体代表、町民代表、住民ワークショップ代表、行政代表により構成する都市計画マスタープランの策定にかかわる最上位組織。総合的な見地から計画素案全体についての検討と調整を行ない、計画原案の策定を行う。

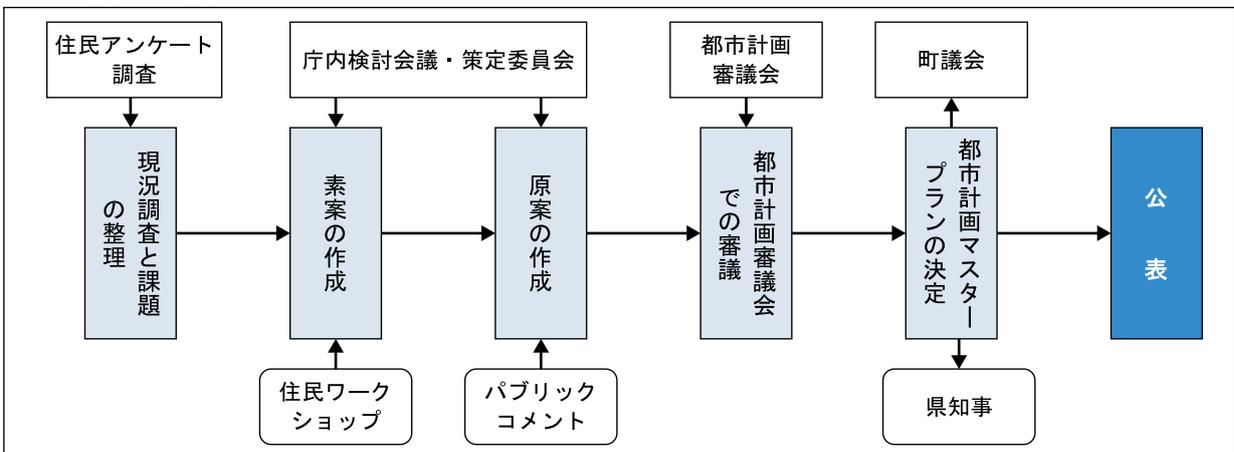
庁内検討会議

○関係各課の課長により構成する都市計画マスタープランの立案における庁内の検討組織。行政の立場から所属部署の方針や所管計画との調整を行い、計画素案の検討と立案を行なう。

住民ワークショップ

○公募に応じた一般住民、商工会・工業団地・大型ショッピングセンター代表などにより構成する都市計画マスタープランの立案における住民の検討組織。住民の視点から地域に身近なまちづくりについて協議を行い、協議の成果を「まちづくり住民プラン」としてまとめ、町に提言する。

■計画策定の手順



注) *1 アンケート調査は、一般住民をはじめ、企業、通勤者を対象に3種類の調査を実施しました。

*2 パブリックコメント：都市計画マスタープランのように、行政計画などの立案段階において、原案を公表し、一般住民から意見を募り、その上で意思決定を行う住民説明・住民参加手続きのこと。

